

年 月 日

牧之原市御前崎市広域施設組合  
環境保全センター 様

草木の搬入について（事前協議）

搬入物	木・草
搬入日	年 月 日～ 月 日
作業等の内容 （発生事由）	道路管理 敷地管理 清掃委託 その他( )
作業場所(住所)	(別紙位置図添付)
搬入量	t 車 台
発注者・施主・元請	
発注者連絡先	
その他の連絡事項	<input type="checkbox"/> 裏面の事項を遵守し搬入します <input type="checkbox"/> 雨天順延あり（予備日 月 日） <input type="checkbox"/> 搬入制限 1日 t車 台まで <input type="checkbox"/> その他（ ）

搬入者

住 所 \_\_\_\_\_

事業所・団体名 \_\_\_\_\_

搬入者(現場責任者) \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

## 草木の搬入時の取扱い・注意

草木類搬入事前協議について（道路・敷地管理・委託契約等で発生したもの）

- ① 廃棄物の発生区域は当組合の一般廃棄物処理区域に限る（旧相良町・御前崎市）
- ② 搬入日は一般家庭の搬入を優先し、また保管場所が狭く限られている為、平日のみとする。【搬入量の制限をする場合があります】
- ③ 搬入物は建物敷地及び道路等の管理において発生した廃棄物に限る。  
【多量な場合（1現場で2t車3台相当以上）は事前協議が必要です】
- ④ 建設工事（新築、改築、解体、鉄道、トンネル等の全ての工事）、道路や公園等、土木工事を伴う造成工事により発生する廃棄物（木くず）は、産業廃棄物となるため搬入できません。
- ⑤ 果樹木・茶の木などの改植等により大量に発生した廃棄物については、搬入量の制限または、事業者の責任において処理をお願いします。
- ⑥ 下記の搬入時の注意点や、廃棄物の発生場所・施主（発注者）・発生原因等が不明確、及び虚偽の申告、またはその疑いが見られる場合は、調査の対象もしくは搬入不可とさせていただきます。
- ⑦ 草木の搬入の際は、草木処分管理表を提出してください。（1台につき1枚）

### ○ 環境保全センターへ搬入する際の注意点

- ・ 幹の直径10cm以内、長さは概ね2m未満（軽トラックの荷台に乗る程度）
- ・ 幹が直径10cmを超える物は、重量があるため枝をはらい幹だけの状態にし、手で積み降ろしできる程度の長さ（重さ）にしてください。（チップ材）

※ビニール紐、金属（針金、釘等）、ごみ、その他異物の混入は避けてください。

※塗料が付着している物、腐食している木はリサイクルできない為、直径10cm以内、長さ50cm未満にして可燃物として搬入してください。

※夾竹桃（キョウチクトウ）蘇鉄（ソテツ）などはリサイクルできない為、直径10cm以内、長さ50cm未満にして搬入してください。

※土、泥、砂等が付着している物、木の根は処理できない為、搬入できません。

※葎（アシ）等の水場周辺のもは、濡れている場合焼却する為、長さ50cm未満にして搬入してください。

※ 以上の条件を満たさず、保全センターの指示に従わない場合は搬入をお断りします

特記事項：焼却する木の場合、太い物は燃え切らない事が多い為直径10cm以内、焼却炉投入口最狭部が50cm程度の為長さ50cm未満にする必要があります。